

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号） （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1. ～138. (略)</p> <p>139. 適用関係告示第 8 条第 7 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車等（細目告示第14条第 1 項の二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等であって、令和 4 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u></p> <p>(3) <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>140. 適用関係告示第15条第<u>35</u>項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>141. (略)</p> <p><u>142.</u> 適用関係告示第14条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和 3 年 3 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p>	<p>1. ～138. (略)</p> <p>139. 適用関係告示第 8 条第 7 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる二輪自動車等（細目告示第14条第 1 項の二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>令和 4 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた二輪自動車等</u></p> <p>(3) <u>令和 4 年 9 月 1 日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等であって、令和 4 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた二輪自動車等と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>140. 適用関係告示第15条第<u>33</u>項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>141. (略)</p> <p>(新設)</p>

- (2) 令和5年6月30日（電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第九十九条の三第一項第一号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車（この項において「特定改造非対応自動車」という。）にあっては、令和5年12月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで（特定改造非対応自動車にあっては令和6年1月1日から令和8年4月30日まで）に製作された自動車のうち、令和5年7月1日（特定改造非対応自動車にあっては、令和6年1月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年6月30日（特定改造非対応自動車にあっては、令和5年12月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年6月30日（特定改造非対応自動車にあっては、令和5年12月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (5) 令和4年7月1日（特定改造非対応自動車にあっては、令和6年1月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日（特定改造非対応自動車にあっては、令和5年12月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (6) 被牽引自動車（特定改造非対応自動車に限る）並びに型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、型式指定、多仕様自動車型式指定、新型届出

又は輸入自動車特別取扱いを受けたときのサイバーセキュリティシステム又はプログラム等改変システム以外の電気装置に変更があるもの

143. 適用関係告示第14条第25項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和3年3月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (3) 令和4年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (5) 令和4年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの
- (6) 型式指定自動車、型式認定自動車、多仕様自動車、新型届出又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

144. 適用関係告示第55条の2第1項、第2項及び第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱い

を受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）

- (4) 令和4年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車について改造等により型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車となったもの

145. 適用関係告示第12条第14項、第13条第19項、第14条第27項及び第15条第36項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(新設)

- (1) 令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和9年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（フルラップ前面衝突時における乗車人員の保護

に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。)

- (6) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

146. 適用関係告示第12条第16項、第13条第21項、第14条第28項及び第15条第37項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和5年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和5年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 令和5年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和5年8月31日以前に多仕様自

(新設)

動車型式指定による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

147. 適用関係告示第12条第17項第2号、第14条第29項第2号及び第15条第38項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

(1) 令和4年7月4日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 令和4年7月4日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(3) 令和4年7月5日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月4日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 令和4年7月5日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年7月4日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(5) 令和4年7月4日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）

(6) 令和4年7月5日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年7月4日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車との側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

148. 適用関係告示第12条第17項第3号、第14条第29項第3号及び第15

(新設)

条第38項第3号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年7月4日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、協定規則第九十五号第三改訂版補足第二改訂版から同規則第四改訂版への改訂に係る技術的な要件の変更の適用を受けないもの
- (2) 令和6年7月4日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、協定規則第九十五号第三改訂版補足第二改訂版から同規則第四改訂版への改訂に係る技術的な要件の変更の適用を受けないもの
- (3) 令和6年7月4日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、協定規則第九十五号第三改訂版補足第二改訂版から同規則第四改訂版への改訂に係る技術的な要件の変更の適用を受けないもの（側面衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

149. 適用関係告示第12条第15項及び第13条第20項の「国土交通大臣が

(新設)

定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

- (4) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後面衝突後の燃料漏れ防止に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

150. 適用関係告示第14条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は（新設）、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和4年9月1日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (4) 令和4年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であ



るもの

- (5) 令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (6) 令和4年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和4年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と動力用電源装置の基本構造及び車体への取付方法並びに後面衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

151. 適用関係告示第9条第56項の「国土交通大臣が定める自動車」は (新設)  
、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和6年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (3) 令和6年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (4) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）
- (5) 令和6年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類

種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

152. 適用関係告示第9条第57項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度25km/h以下の自動車及び非牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）
- (2) 令和5年8月31日以前に型式認定による取扱いを受けた自動車
- (3) 令和5年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (4) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車